

業務名：箕面駅前ロータリーリニューアル整備実施設計委託

No.	資料名	質問事項	回答
1	様式13 様式14	<p>業務受託実績について、対象となる駅前広場が「新設若しくはリニューアル」と表記されていますが、「仮設」は対象外ということでしょうか。</p> <p>→阪急京都線摂津市駅付近連続立体交差事業において、既設駅前広場が仮線敷地に抵触することから、既設駅前広場を改築（仮設扱いですが10年程度の供用です）しています。</p>	<p>本設又は仮設の別にかかわらず、当該実績が本業務の遂行に当たり有効な業務であるかについて、様式に添付された書類により具体的な業務内容を確認し、評価対象とするかを総合的に判断します。</p>